

第2章 行政組織の効率化

西部14市町村が合併することにより、市町村長等の特別職を始め、市町村議会議員、各種委員会の委員及び職員の数を抑制したり、外郭団体等を統合することが可能となり、行政組織の効率化を図ることができる。

第1節 市町村長等の特別職

市町村長を始め、助役、収入役及び教育長がそれぞれ1人ずつになる。

(単位：人)

区 分	西部14市町村の合計	新市の市長等の特別職
市町村長	14	1
助 役	14	1
収 入 役	4	1
教 育 長	14	1

第2節 議員数

1 議員数の比較

新市の議員定数は、議員の在任特例等の制度も踏まえながら合併協議会において協議されるべきものであり、西部14市町村の現在の条例定数を合算したものと新市において地方自治法で市町村人口に比例して定められる議員定数の上限数(以下「法定議員数」という。)との比較を行った。

議員数の比較

(単位：人)

区 分	法定議員数		条例定数
	現 行	改 正 後	
米 子 市	36	34	32
境 港 市	30	26	19
西 伯 町	22	18	16
会 見 町	16	14	12
岸 本 町	22	18	16
日 吉 津 村	16	14	12
淀 江 町	22	18	18
大 山 町	22	18	16
名 和 町	22	18	18
中 山 町	22	18	14
日 南 町	22	18	16
日 野 町	16	14	14

江府町	16	14	14
溝口町	22	18	16
計	306	260	233
新市（人口20万人以上30万人未満の市）		38	195

法定議員数の改正後とは、平成15年1月1日より地方自治法の改正による。

（注）境港市は、条例改正により、平成14年1月に予定されている市議会議員選挙から議員定数が18人となるが、現段階（平成13年12月）では19人として試算している。

2 新市の議員数

新市の人口を246,000人と設定すると、新市の法定議員数は38人となり、現在の14市町村の条例定数を合算した233人と比較して195人が減少する。

第3節 行政委員会

法令の定めにより設置する委員会や委員は、合併することにより相当数の統合が考えられ効率化を図ることができる。

法令に定めのある委員会

（平成13年4月1日）

区分	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	農業委員会	固定資産評価審査委員会	監査委員
	委員数 （条例による定数）	委員数 （条例による定数）	委員数 （法令による定数）	委員数 （条例による定数）	委員数 （条例による定数）	委員数 （条例による定数）
米子市	5	4	3	30	6	3
境港市	5	4	3	18	3	2
西伯町	5	4	-	14	3	2
会見町	5	4	-	14	3	2
岸本町	5	4	-	16	3	2
日吉津村	5	4	-	13	3	2
淀江町	5	4	-	14	3	2
大山町	5	4	-	15	3	2
名和町	5	4	-	13	3	2
中山町	5	4	-	12	3	2
日南町	5	4	-	14	3	2
日野町	5	4	-	14	3	2
江府町	5	4	-	13	3	2
溝口町	5	4	-	14	3	2

計	70	56	6	214	45	29
新市	5	4	3	10～40	条例による	3

第4節 職員数

1 職員数試算の考え方

新市の職員数については、本来、新市の新たな政策に合わせた組織・機構に基づいて積み上げられるべきものであるが、新市の組織等は合併協議会で協議されるべきものであるため、それらを踏まえた職員数を試算することは現段階においては困難である。

そのため、試算に当たっては、「仮に新市が人口24万6千人（人口推計で設定した数値）の市として既に存在していた場合、どの程度の職員数で市政運営ができていたか？」という視点で行った。

また、現在の14市町村の職員数は、いずれも標準的な指数等と比較して少ないが、これらは14市町村が積極的に職員数の抑制に努めてきた結果と考えられ、合併後においても、現在の水準を維持しながら、職員数の抑制に努力していくという視点で、「定員モデル」「類似団体別職員数」及び「人口類似団体職員数」との比較の3種類の方法によって試算した。

なお、合併後は現在一部事務組合の行っている事務は、すべて新市の事務として行われることになるものと想定され、数字の上では新市の職員数が増加することになるが、圏域全体としてみた場合の職員数の増減には影響を及ぼすものではないため、この試算にあたっては、同組合の職員については考慮していない。

また、新市の面積は全国で2番目で、他市に比較してかなり広大になることから、類似団体と比べて職員を2割増とする面積補正を行った。

面積補正について

新市の行政面積は、1,208 km²で、全国の市の中では、福島県いわき市の1,231 km²に次ぐ広さになる。

いわき市の職員数が人口類似都市に比べて2割程度多いことから、新市の職員数の試算においても、行政面積が広いことによる行政効率を考慮して、人口類似都市に比べて職員を2割増とする面積補正を行うものとする。ただし、定員モデルにおける試算については、面積要件が算入済みであることから、補正は行わないものとする。

西部14市町村の職員数（平成12年4月1日現在）

（単位：人）

市町村名	職 員 数		
	普 通 会 計	公 営 事 業 会 計	合 計
米 子 市	749	85	834
境 港 市	311	33	344

西伯町	138	7	145
会見町	64	5	69
岸本町	81	6	87
日吉津村	45	5	50
淀江町	99	8	107
大山町	90	8	98
名和町	93	3	96
中山町	85	6	91
日南町	119	5	124
日野町	78	5	83
江府町	76	2	78
溝口町	82	3	85
合計	2,110	181	2,291

(注)水道事業及び病院事業職員を除く。

2 「定員モデル」における比較検討

「定員モデル」に基づいて算出された職員数を基に、14市町村の現在の職員抑制努力を今後も継続するという前提で職員抑制率を算出し、その抑制率を合併後の新市の総職員数（水道事業を及び病院事業職員除く。以下同じ。）に適用して、抑制可能な職員数を試算した。

(1) 西部14市町村の現状

(平成12年4月1日現在)

区分	職員数(人)	モデル職員数(人)	超過数(人)	超過率(%)
米子市	610	627	17	2.7
境港市	224	228	4	1.8
西伯町	100	109	9	8.3
会見町	49	48	1	2.1
岸本町	64	66	2	3.0
日吉津村	37	38	1	2.6
淀江町	73	73	0	0.0
大山町	72	68	4	5.9
名和町	74	72	2	2.8
中山町	62	59	3	5.1
日南町	100	101	1	1.0
日野町	63	62	1	1.6
江府町	67	66	1	1.5
溝口町	66	65	1	1.5
合計・平均	1,661	1,682	21	1.2

14市町村の現在職員数はモデル職員数を下回っており、超過率の加重平均は1.2%となる。

(2) 現状の超過率を維持した場合の抑制率

区分	モデル職員数(人)	超過率(加重平均・%)	理論職員数(人)
新市	1,631	1.2	1,611

新市のモデル職員数を算出すると 1,631 人である。これに対して現在の超過率 1.2%を維持した場合、理論上の職員数は 1,611 人となる。

1,661 人(現在職員数) - 1,611 人(理論職員数) = 50 人

50 人 ÷ 1,661 人(現在職員数) = 3.0% (抑制率)

抑制率は、3.0%となる。

(3) 抑制可能職員数

合併後の新市の総職員数に「定員モデル」における抑制率を適用し、抑制可能な職員数を算出する。

$$2,291 \text{ 人 (総職員数)} \times 3.0\% \text{ (抑制率)} = 68 \text{ 人}$$

定員モデル

地方公共団体定員管理研究会(事務局：総務省自治行政局)によるもの。人口、面積、事業所数など地方公共団体の行政需要に密接に関係すると考えられる指標と職員数との相関関係を多重回帰分析の手法により分析し、これに基づいて各地方公共団体の参考となる職員数を自ら算出できるよう団体区分ごとに作成された算式のことであり、各団体は、この算式に所定の説明変数を代入してモデル職員数を算出し、実際の職員数と比較・検討することとなる。合併後の新市の団体区分は、「市：人口20万人以上」に区分され、指定都市及び中核市を除く64団体が属している。

「定員モデル」における対象職員

普通会計									公営企業等会計			
一般行政部門								特別行政部門	水道	下水	国保	
議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木				教育
									×	×	×	×

部門は、地方公共団体定員管理調査によるもの。

3 「類似団体別職員数」における比較検討

「定員モデル」による場合と同様に、14市町村の現在の職員抑制努力を今後も継続するという前提で職員抑制率を算出し、その抑制率を合併後の新市の総職員数に適用して、抑制可能な職員数を試算した。

なお、合併後の新市の類型は、「J」型に区分され、5団体が属している。

(1) 西部 1 4 市町村の現状

(平成 1 2 年 4 月 1 日現在)

区 分	職員数 (人)	類似団体別職員数 (人)	超過数 (人)	超過率 (%)
米 子 市	6 1 9	7 5 4	1 3 5	1 7 . 9
境 港 市	2 5 0	2 6 9	1 9	7 . 1
西 伯 町	1 2 2	9 4	2 8	2 9 . 8
会 見 町	4 9	4 9	0	0 . 0
岸 本 町	6 5	9 1	2 6	2 8 . 6
日 吉 津 村	3 8	5 9	2 1	3 5 . 6
淀 江 町	7 4	9 1	1 7	1 8 . 7
大 山 町	7 3	8 3	1 0	1 2 . 0
名 和 町	7 4	9 3	1 9	2 0 . 4
中 山 町	7 0	7 9	9	1 1 . 4
日 南 町	1 0 0	1 1 2	1 2	1 0 . 7
日 野 町	6 3	6 1	2	3 . 3
江 府 町	6 8	6 1	7	1 1 . 5
溝 口 町	7 1	7 2	1	1 . 4
合計・平均	1 , 7 3 6	1 , 9 6 8	2 3 2	1 1 . 8

1 4 市町村の現在職員数は「類似団体別職員数」を下回っており、超過率の加重平均は 1 1 . 8 %となる。

(2) 現状の超過率を維持した場合の抑制率

区 分	類似団体別職員数(人) (面積補正後)	超過率(加重平均・%)	理論職員数(人)
新 市	1 , 5 1 7	1 1 . 8	1 , 3 3 8

新市の「類似団体別職員数」を算出すると 1,264 人であり、これに面積補正(2割増)を行い 1,517 人となる。これに対して現在の超過率 11.8%を維持した場合、理論上の職員数は 1,338 人となる。

1,736 人(現在職員数) - 1,338 人(理論職員数) = 398 人

398 人 ÷ 1,736 人(現在職員数) = 22.9% (抑制率)

抑制率は、2 2 . 9 %となる。

(3) 抑制可能職員数

合併後の新市の総職員数に「類似団体別職員数」における抑制率を適用し、抑制可能な職員数を算出する。

$$2 , 2 9 1 \text{ 人 (総職員数) } \times 2 2 . 9 \% \text{ (抑制率) } = 5 2 4 \text{ 人}$$

類似団体別職員数

総務省自治行政局によるもの。

全市（指定都市を除く。）を人口と産業構造（産業別就業人口構成比）を基準つかの類型に分け、各部門ごとに人口1万人当たりの職員数を算出し、指標との。

類型について、新市はJ-型（人口：23万～33万、産業構造：2次・3次85%～）なる。J-型は5団体が属している。

「類似団体別職員数」における対象職員

普通会計									公営企業等会計		
一般行政部門								特別行政部門	水道	下水	国保
議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工土木	教育			
								×	×	×	×

門は方公体定理よの。

4 「人口類似団体職員数」における比較検討

「定員モデル」や「類似団体職員数」による場合と同様に、14市町村の現在の職員抑制努力を今後も継続するという前提で職員抑制率を算出し、その抑制率を合併後の新市の総職員数に適用して、抑制可能な職員数を試算した。

(1) 西部14市町村の現状

(平成12年4月1日現在)

区分	職員数(人)	人口類似団体職員数(人)	超過数(人)	超過率(%)
米子市	508	569	61	10.7
境港市	193	226	33	14.6
西伯町	73	81	8	9.9
会見町	42	58	16	27.6
岸本町	49	71	22	31.0
日吉津村	29	51	22	43.1
淀江町	58	86	28	32.6
大山町	57	75	18	24.0
名和町	54	72	18	25.0
中山町	55	60	5	8.3
日南町	74	68	6	8.8
日野町	48	57	9	15.8
江府町	60	52	8	15.4
溝口町	46	68	22	32.4
合計・平均	1,346	1,594	248	15.6

14市町村の現在職員数は「人口類似団体職員数」を下回っており、超過率の加重平均は 15.6%となる。

(2) 現状の超過率を維持した場合の抑制率

区分	人口類似団体別職員数(人) (面積補正後)	超過率 (加重平均・%)	理論職員数(人)
新市	1,195	15.6	1,009

新市の「人口類似団体職員数」を算出すると 996 人であり、これに面積補正(2割増)を行い 1,195 人となる。これに対して現在の超過率 15.6%を維持した場合、理論上の職員数は 1,009 人となる。

1,346 人(現在職員数) - 1,009 人(理論職員数) = 337 人

337 人 ÷ 1,346 人(現在職員数) = 25.0%(抑制率)

抑制率は、25.0%となる。

(3) 抑制可能職員数

合併後の新市の総職員数に「人口類似団体職員数」における抑制率を適用し、抑制可能な職員数を算出する。

$$2,291 \text{ 人 (総職員数)} \times 25.0\% \text{ (抑制率)} = 572 \text{ 人}$$

人口類似団体職員数

人口規模のみに着目して任意に抽出した 10 団体の単純平均職員数である。

「人口類似団体職員数」における対象職員

一般行政	税務	薬剤師・医療	看護・保健	福祉	技能労務	幼・小・中	その他教育	企業
	×	×	×	×	×	×	×	×

5 新市の抑制可能職員数

上記 3 種類の試算結果のうち、他と極端に異なる「定員モデル」による試算を除外し、「類似団体別職員数」及び「人口類似団体職員数」による試算の平均値を端数処理した数値 550 人を新市の抑制可能職員数とした。

第 5 節 外郭団体等

西部 14 市町村では、特定の業務を実施させるために外郭団体等を設置しているが、西部 14 市町村の外郭団体等のうち、共通して設置されている団体の統合が可能となる。

(第 5 章 4 外郭団体等参照)